

<p>において準用する場合を含む。）</p>	
<p>同条第三項（第四百四十条第二項及び</p>	<p>同条第三項（</p>
<p>、第四百四十条第二項及び</p>	<p>及び</p>
<p>第四百四十三条第二項本文（同条第八項、第十項、第十二項及び第十三項において準用する場合を含む。）</p>	<p>第四百四十三条第二項本文</p>
<p>同条第三項（同条第七項から第十項までにおいて準用する場合を含む。）及び第七項から第十項まで</p>	<p>同条第三項</p>

<p>第三百三十一条第三項</p>	<p>以後、速やかに</p>	<p>において</p>
<p>第三百三十一条第六項</p>	<p>6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。</p>	<p>6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。</p> <p>7 発行済みの優先出資の全部について協同組織金融機関の優先出資に関する法律第三十条において準用する商法第二百二十六条ノ二第三項の規定により優先出資証券が発行されていない場合であつて、第十三条第一項の同意を与えようとするときには、第一項の規定にかかわらず、発行者は、その旨及び同項各号に掲げる</p>

<p>第三百三十三条第二項及び第三項</p>	<p>に記載又は記録</p>	<p>事項を同項第一号の一定の日の一月前までに公告し、又は優先出資者及び優先出資引受権（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第六条第一項に規定する優先出資引受権をいう。以下同じ。）を有する者に通知しなければならない。</p>
<p>第三百三十四条第一項</p>	<p>商法第二百十二条第一項の決議後又は第六十三条第一項の一定の日若しくは同法第三百七十六条第一項及び第二項の手續の終了の時のいずれか</p>	<p>当該振替優先出資の取得後又は第六十三条第一項の一定の日以後</p>

	遅い時以後	
第三百二十五条第一項	商法第二百十三條第一項	協同組織金融機関の優先出資に関する法律 第十五条第一項
第三百二十五条第一項第 二号	商法第二百十三條第四項	第二百六十三條第一項
第三百二十五条第三項	一定の日又は商法第三百七十六條第一項及び第二項の手續の終了の時のいずれか遅い時	一定の日
第三百二十六条第一項	商法第二百十三條第一項	協同組織金融機関の優先出資に関する法律 第十五条第一項
	場合又は当該振替株式について株式の併合をしようとする 場合には	場合には

<p>第三百三十六条第一項第一号及び第二号</p>	<p>消却又は併合</p>	<p>消却</p>
<p>第三百三十六条第一項第三号</p>	<p>商法第二百十三條第四項又は同法第二百十五條ノ二</p>	<p>第二百六十三條第一項</p>
<p>第三百三十六條第三項</p>	<p>一定の日（株式の消却をしようとする場合において、当該一定の日に商法第三百七十六條第一項及び第二項の手續が終了していないときは、その終了の時）</p>	<p>一定の日</p>
<p>第四百二十二條第一項</p>	<p>合併により消滅する</p>	<p>合併（金融機關の合併及び轉換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第三條第一項第二号から第六号までの規定による</p>

		合併を除く。第四百十五条までにおいて同じ。）により消滅する
第四百十三條第一項	記載又は記録	記載
第四百十四條第二項及び第三項	に記載又は記録	に記載
第四百十六條第一項	株券喪失登録がされた株券の株式、商法第二百三十条ノ八第三項第一号の株式、同項第六号の新株又は同条第六項の株式	第四百三十一條第一項第一号の一定の日において公示催告手続が行われている優先出資証券の優先出資
	これらの株式又は新株	当該優先出資
	第三百三十條第一項、第三百三十一條第四項（第四百十條第一	第三百三十一條第四項及び第四百十三條第四
	項	項

	<p>項において準用する場合を含む。 ) 及び第四百四十三条第四項 (同条第八項及び第十項において準用する場合を含む。 )</p>	
<p>第四百四十六条第二項</p>	<p>商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日 (同法第二百三十条ノ七第二項 (同条第四項において準用する場合を含む。 ) の規定により株券喪失登録が抹消されたときは、同法第二百十六条第一項又は第二百二十条第四項 (同法第二</p>	<p>同項の優先出資証券に係る除権決定の正本又は謄本その他の主務省令で定めるものを添付して請求があつた場合には、遅滞なく</p>

<p>百十三條第二項において準用する場合を含む。）の期間内に利害關係人が異議を述べなかつた場合におけるその期間満了の日。以下この条において同じ。）において</p>	
<p>株券喪失登録がされた株券の株式についてのその日における名義人（同法第二百三十條第二項に規定する名義人をいひ、同法第二百三十條ノ六第四項又は同法第二百三十條ノ七第三項の規定により名義書</p>	<p>当該請求を行つた者（以下この条において「請求者」という。）</p>



<p>第百四十六条第三項第 二号</p>	<p>第百四十六条第三項</p>			
<p>名義人</p>	<p>に規定する日以後</p>	<p>名義人の</p>	<p>八第一項に規定する日</p>	<p>換をしたものとみなされる株 券喪失登録者（同法第二百三 十条ノ二第二項に規定する株 券喪失登録者をいう。）を含 む。以下この条において同 じ。）</p>
<p>請求者</p>	<p>同項の請求があつた場合には</p>	<p>請求者の</p>	<p>請求者が当該申出の日</p>	

<p>第四百四十六条第五項の表</p>	<p>商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日の前に株券喪失登録がされた株券の株式</p>	<p>第四百四十六条第二項に規定する請求の日の前に当該請求に係る優先出資</p>
<p>第五百五十三条第一項</p>	<p>消却され、又は転換された</p>	<p>消却された</p>
<p>第五百五十五条第三項</p>	<p>権利及び同法第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配を受ける権利</p>	<p>権利</p>
<p>第五百五十五条第三項第二号</p>	<p>商法第二百四十一条第二項</p>	<p>協同組織金融機関の優先出資に関する法律第三十二条第二項</p>
<p>第四百五十五条第三項第四号</p>	<p>前号に規定する</p>	<p>発行者が議決権を行使する者のみを定めるために協同組織金融機関の優先出資に関する</p>

	<p>商法第二百四十一条第三項</p>	<p>る法律第二十五条において読み替えて準用する商法第二百二十四条ノ三第一項の規定により一定の日を定めた</p> <p>協同組織金融機関の優先出資に関する法律第三十二条第三項</p>
<p>第百五十七条第一項</p>	<p>消却又は転換</p>	<p>消却</p>
<p>第百五十七条第三項</p>	<p>利益若しくは利息の配当、同法第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配又は資本若しくは資本準備金若しくは利益準備金の減少に伴う払戻し</p>	<p>協同組織金融機関の優先出資に関する法律第四条第一項第二号に規定する優先的配当又は同法第十九条第十一項の規定による剰余金の配当</p>
<p>第百五十八条第二項第一号</p>	<p>株式申込証</p>	<p>優先出資申込証（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第九条第二項に規定する</p>

		優先出資申込証をいう。以下同じ。）
<p>第二百五十八条第二項第 二号</p>	<p>新株引受権証書</p>	<p>優先出資引受権証書（協同組織金融機関の 優先出資に関する法律第六条第二項第三号 に規定する優先出資引受権証書をいう。以 下同じ。）</p>
<p>第二百五十八条第三項</p>	<p>記載し、又は記録</p>	<p>記載</p>
<p>第二百五十八条第四項</p>	<p>記載し、又は商法第二百八十 条ノ六第二項に規定する契約 を締結する際に当該口座を当 該振替株式の発行者に示さな ければならない。</p>	<p>記載しななければならない。</p>
<p>第二百五十九条第一項第 二号</p>	<p>商法第二百二十五条ノ二、第二 百十九条第一項、第二百八十</p>	<p>協同組織金融機関の優先出資に関する法律 第六条第五項において読み替えて準用する</p>

<p>第百五十九条第一項第三号</p>		<p>とき（当該発行者が商法第二百九十三条ノ五第一項の規定により定款をもつて営業年度中の一定の日を定めている場合にあっては、営業年度ごと</p>	<p>条ノ四第三項（同法第二百八十条ノ二十五第三項及び第三百四十一条ノ十五第四項において準用する場合を含む。） 又は第三百七十四条ノ七第一項（同法第三百七十四条ノ三十一第三項において準用する場合を含む。）</p>	<p>とき。</p>	<p>商法第二百八十条ノ四第三項又は協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十六条第五項において読み替えて準用する商法第二百十九条第一項</p>
---------------------	--	--	--	------------	--

	<p>に、その日が到来したとき  (第一号に該当するときを除く。)。。</p> <p>株主(当該発行者が同項の規定により定款をもつて営業年度中の一定の日を定めている場合にあつては、営業年度ごとのその日の株主)</p>		
<p>第一百六十条第一項</p>	<p>商法第二百二十三条第一項</p> <p>記載し、又は記録</p> <p>同法第二百六条第一項</p>	<p>優先出資者</p> <p>協同組織金融機関の優先出資に関する法律</p> <p>第二十四条</p> <p>記載</p> <p>協同組織金融機関の優先出資に関する法律</p> <p>第二十三条第一項</p>	

<p>第一百六十条第三項</p>	<p>前二項</p>	<p>第一項</p>
<p>株主名簿又は端株原簿</p>	<p>記載し、又は記録</p>	<p>優先出資者名簿</p>
<p>第一百六十条第四項</p>	<p>記載し、又は記録</p>	<p>記載</p>
<p>第一百六十条第五項</p>	<p>記載され、又は記録された</p>	<p>記載された</p>
<p>第一百六十一条</p>	<p>生じたとき又は単元未満株式が生じたとき</p>	<p>生じたとき</p>
<p>商法第二百四十一条第一項</p>	<p>又は当該単元未満株式については、当該端数又は当該単元未満株式の数を一単元の株式数で除した数（これらの数に</p>	<p>協同組織金融機関の優先出資に関する法律第三十二条第一項</p>
	<p>については、当該端数（</p>	

<p>第六十二條第一項</p>	<p>商法第二百六條第一項</p>	<p>協同組織金融機関の優先出資に関する法律 第二十三條第一項</p>
<p>第六十三條第一項</p>	<p>商法第二百十三條第一項  場合（  同法第二百十三條第四項</p>	<p>協同組織金融機関の優先出資に関する法律 第十五條第一項  場合（自己の有する優先出資のみを消却し ようとする場合並びに 第二百六十三條第一項</p>
<p>第六十三條第二項</p>	<p>一定の日又は同法第三百七十 六條第一項及び第二項の手續 の終了の時のいずれか遅い時  場合には</p>	<p>一定の日  場合には、第二百六十三條第二項の規定に かかわらず</p>
<p>同法第四項第一号イ</p>	<p>同法第四項第一号イ</p>	<p>第三百三十四條第四項第一号イ</p>



<p>第六十九條第一項第二号</p>	<p>第三十一條第四項（第四百十條第一項において準用する場合を含む。）</p> <p>第三十一條第四項第九号（第四百十條第一項において準用する場合を含む。）</p>	<p>第三十一條第四項</p>
<p>第六十九條第一項第五号</p>	<p>第四十二條第一項前段（同條第九項及び第十項において準用する場合を含む。）</p> <p>同條第一項第七号（同條第九項及び第十項において準用する場合を含む。）</p>	<p>第四十二條第一項前段</p> <p>同項第七号</p>
<p>第六十九條第一項</p>	<p>第四十三條第四項（同條第</p>	<p>第四十三條第四項</p>

<p>六号</p>	<p>八項、第十項、第十二項及び第十三項において準用する場合を含む。）</p>	<p>同項第九号</p>
	<p>同条第四項第九号（同条第八項、第十項、第十二項及び第十三項において準用する場合を含む。）</p>	

（発行済みの優先出資を振替優先出資とする場合の特例）

第二百六十二条 発行者が発行済みの優先出資について第十三条第一項の同意を与えようとする場合に、当該優先出資の質権者であつて優先出資者名簿（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十四条に規定する優先出資者名簿をいう。以下同じ。）に記載がされていない者が、前条において読み替えて準用する第三百三十一条第一項の公告の日から同項第一号の一定の日の前日までの間に、当該質権者の氏名又は名称及び住所を優先出資者名簿に記載することを請求したときは、発行者は、当該優先出資につ

いて当該請求をした質権者の氏名又は名称及び住所並びに質権者の請求による記載である旨を優先出資者名簿に記載しなければならない。

(振替優先出資の消却に関する協同組織金融機関の優先出資に関する法律の特例)

第二百六十三条 発行者は、振替優先出資について協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十五条第

一項の規定により優先出資の消却をしようとする場合（自己の有する優先出資のみを消却しようとする場合を除く。）には、その旨及び当該発行者の定める一定の日においてその効力が生ずる旨をその日の二週間前までに公告しなければならない。

2 前項に規定する場合には、優先出資の消却は、同項の一定の日にその効力を生ずる。

(振替優先出資の発行無効判決が確定した場合に関する協同組織金融機関の優先出資に関する法律の特

例)

第二百六十四条 発行者は、振替優先出資の発行を無効とする判決が確定したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(振替優先出資についての協同組織金融機関の優先出資に関する法律の適用除外)

第二百六十五条 振替優先出資については、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十四条において準用する商法第二百八十条ノ十七第二項、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十五条第五項において準用する商法第二百十五条第一項及び第二項並びに第二百二十条第四項、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十六条第五項において準用する商法第二百十五条第一項及び第二項、第二百六条並びに第二百二十条第四項、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十二条第三項から第五項まで、同法第二十六条第一項、同条第二項において準用する商法第二百七条第二項、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十八条並びに同法第三十条において準用する商法第二百二十六条ノ二の規定は、適用しない。

### 第三節 特定目的会社の優先出資の振替

#### (権利の帰属)

第二百六十六条 優先出資（資産の流動化に関する法律第二条第五項に規定する優先出資をいい、旧資産流動化法第二条第三項に規定する優先出資を含む。以下この節において同じ。）で振替機関が取り扱うもの（以下この節において「振替優先出資」という。）についての権利の帰属は、この節の規定による